

日医発第 948 号(支援 16)

令和 4 年 3 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日 本 医 師 会

会 長 中 川 俊 男

(公印省略)

医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は本会女性医師支援センター事業にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では平成 21 年度から厚生労働省委託事業である女性医師支援センター事業の一環として、各医師会が主催する、女性医師等が就業することについて効果のある研修会、講習会、講演会に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の女性医師等の学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援に努めております。

つきましては、今年度も別添資料に基づき標記費用の補助を実施いたしますので、貴職におかれましては、本件につきご理解・ご協力いただくとともに、貴会管内郡市区医師会への周知方ご高配くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具

# 令和4年度 医師会主催の研修会等への託児サービス併設費用補助事業

## 実施要項

### (要旨)

各地域の医師会が主催する女性医師等の就業を支援することについて効果のある研修会、講習会、講演会に託児サービスを併設するための費用を補助し、育児中の医師に対して学習機会を確保することにより、勤務継続及び復職の支援を行います。

1. 対象 都道府県医師会または郡市区医師会が主催する、女性医師等が就業することについて効果のある研修会、講習会、講演会

＜都道府県医師会または郡市区医師会が主催し、営利団体等が共催する場合も対象＞

但し、次の場合は補助の対象になりませんのでご注意ください。

- ・「医学生研修医等をサポートするための会」、「地域における女性医師支援懇談会」
- ・都道府県医師会または郡市区医師会の会務運営に資する会議(会内委員会等)において、出席者のために託児サービスを併設した場合 (厚生労働省に照会し確認)

また、一般市民が参加する会合(市民フォーラム等)は、場合によって補助の対象にならないことがあります。

2. 実施期間 令和4年4月～令和5年2月実施分 ※年度末事務処理の関係によります。

3. 申請締切 ①令和4年4月～令和4年11月実施分：令和4年12月12日(月) <必着>  
②令和4年12月～令和5年2月実施分：令和5年3月6日(月) <必着>

4. 補助額 基本、1都道府県医師会あたり30万円  
(1政令指定都市につき20万円<東京都医師会は40万円>を加算した金額を限度として、実費を補助します。但し、最高で70万円です。)【別添「補助金配分表」を参照】

※他の補助金・協賛金等と、本費用補助の重複不可です。

※託児サービスを提供する場所として医師会館や自社ビルを利用した場合は、会場費は補助の対象になりません。

5. 申請方法 都道府県医師会が、都道府県医師会および管内の郡市区医師会開催分をとりまとめ、郵送またはセンター代表メール宛てに送信願います。

◇申請書類:①会合の次第(プログラム)、②所定の様式(別紙1)、③所定の様式(別紙2)、④領収書写しと明細(請求書等) <限度額以内>

※様式(別紙1)・(別紙2)は、日本医師会女性医師支援センターホームページより入手できます。(https://www.med.or.jp/joseiishi/article027.html)

※領収書写し等の添付書類については、同ホームページにある「請求申請に添付する領収書等について(別紙3)」を参照ください。領収書がない等、書類に不備がある場合や申請締切に遅れた場合はお支払いできない場合がございます。

### 【お問い合わせ・書類提出先】

日本医師会 女性医師支援センター 「託児サービス併設費用補助事業」係  
〒113-0021 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17階  
e-mail: jmawdbk@jmawdbk.med.or.jp  
TEL:03-3942-6470(直通) FAX:03-4496-4021